

○財務省
経済産業省 令第一号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月五日

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 世耕 弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>七 機構法第十五条第一項第十七号に規定する生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第十八条及び第二十五条に規定する業務に関する事項</p> <p>八 機構法第十五条第一項第二十四号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 機構法第十五条第一項第二十三号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項</p>

<p>九 業務委託の基準</p> <p>十 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>十一 その他機構の産業基盤整備業務の執行に 関して必要な事項</p>	<p>八 業務委託の基準</p> <p>九 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>十 その他機構の産業基盤整備業務の執行に 関して必要な事項</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。